

平成 20 年三条市議会第 5 回定例会請願文書表

受理番号	第 41 号	受理年月日	平成 20 年 1 2 月 1 1 日
件 名	保険業法改定の趣旨に沿って、自主 共済の適用除外を求める請願		
紹介議員	坂 井 良 永 君		
請 願 文			
<p>【請 願 理 由】</p> <p>2006年 4 月 1 日に施行された新保険業法によって、各団体がその組織の目的の一つとして構成員のために自主的に運営している共済制度が、存続の危機に追い込まれています。</p> <p>保険業法改定の趣旨は、共済などの名前で不特定多数の消費者に保険類似商品の販売や勧誘を行って被害を与えた、いわゆる「ニセ共済」への規制が目的でした。これらの「ニセ共済」は、商売を通じた顧客を相手にしていることや、実際には勧誘した商品を扱っていないこと、所在不明になっていることなどの特徴があります。こうした「ニセ共済」から消費者を守ることが法改定の趣旨であり、目的です。新保険業法で自主共済を保険会社などと同列に規制することは、制度の存続を脅かし、制度廃止を強要するものです。</p> <p>加入者の生活と健康、命を守ってきた自主共済が存続できなくなれば、加入者(消費者)に被害をもたらす、法改定の趣旨や目的に反することは明白です。これまで長年にわたり健全に運営してきた仲間同士の助け合いの自主共済に、「儲けの論理」を押し付けることは認められません。</p> <p>つきましては、次の請願事項について関係機関に意見書を提出して下さるよう請願いたします。</p> <p>【請 願 事 項】</p> <p>1 自主的な共済を新保険業法の適用除外にすること。</p>			

付託委員会

総務常任委員会